

犯罪被害者の訴訟参加制度の慎重審議を求める会長声明

本年3月13日、新しい「被害者参加制度」を含む「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」が閣議決定され、国会に上程された。「被害者参加制度」は、故意の犯罪行為により人が死傷した罪、強制わいせつ及び強姦の罪、業務上過失致死傷等の罪、逮捕及び監禁の罪並びに略取、誘拐及び人身売買の罪等について、参加を申し出る被害者や遺族に「参加人」との法的地位を付与し、被告人に対して自らが質問すること、被告人の家族など情状証人に尋問をすること、検察官の論告・求刑終了後、最後に求刑を含む事実と法令の適用に関する意見を述べることを認める制度である。

もとより、刑事司法手続において被害者や遺族の心情や立場への配慮を示すべきとの方向性は否定されるべきではないが、そのための方策として導入されようとしているこの制度は以下で述べる大きな問題点をかかえている。

まず、被告人と被害者や遺族との間に報復の連鎖が復活するおそれがあることである。近代刑事法は私的復讐に代えて被告人を国家が処罰することとし、これにより、被害者と加害者の報復の連鎖を防ごうとしているのであるが、この制度の導入によって被害者や遺族と被告人が対峙することになると、報復の連鎖を断ち切ろうとする今の刑事司法手続を変容させ、ひいては本来の参加制度の趣旨を没却する結果となりかねない。

また、被告人には、無罪推定原則の下で、予断と偏見を排除して、犯行に至る経緯、動機、公訴事実に対する主張や反論、その心情を法廷において任意に供述できる機会が保障されていなければならない。しかしながら、被害者や遺族が法廷で被告人と対峙すること、とりわけ多数の犯罪被害者や遺族が1人の被告人と被告人が対峙する事態にでもなれば、被告人が多大な心理的圧迫や萎縮により、なすべき陳述や反論ができなくなるおそれが懸念される。これでは本来なされるべき事件の解明ないしは正当な事実認定、ひいては量刑にも影響を及ぼすことにもなりかねない。

さらに、裁判員制度に与える影響も否定することができないところである。刑事裁判は、客観的な証拠と理性的な判断により犯罪事実の存否や量刑が決められるべきものであるところ、この点は裁判員制度が導入された後もかわるものではない。しかしながら、被害者や遺族の立場に立ってみれば重罰を求めるのは当然のことではあるが、裁判員制度の下において被害者や遺族の主張、陳述、応報感情にもとづく意見表明が法廷でなされることになれば、市民である裁判員が過分に心理的影響を受け、本来裁判員裁判においてなされるべき理性的な判断が阻害され、過度に重罰化に傾くことになりかねない。

以上の次第で、本会は、かような刑事司法の適正な姿を変質させることになる「被害者参加制度」について慎重は議論、審議を経ることなく直ちに導入することがないよう求めるものである。

2007年(平成19年)4月26日

佐賀県弁護士会

会長 松尾弘志